

奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例の解釈運用基準

令和5年3月31日制定

目 次

第1条	趣旨	2
第2条	個人情報取扱事務の登録及び閲覧	6
第3条	開示請求書に記載する事項	14
第4条	開示請求に係る手数料及び費用負担	16
第5条	訂正請求書に記載する事項	18
第6条	利用停止請求書に記載する事項	19
第7条	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	20
第8条	奈良県個人情報保護審議会	22
第9条	審議会の調査権限	24
第10条	委員による調査手続	27
第11条	提出資料の写しの送付等	28
第12条	提出資料の写し等の交付に係る手数料	30
第13条	調査審議手続の非公開	31
第14条	答申の尊重義務	32
第15条	実施状況の公表	33
第16条	その他	34
第17条	罰則	35
附則		36

第1条（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣 旨】

本条は、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）の趣旨を明らかにしたものである。

【解釈・運用】

1 条例では、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の委任規定により条例で定める必要がある事項及び条例で定めることが許容されている事項並びに法の委任規定はないが単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項などの個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について定めたものである。

2 法の委任規定により条例で定める必要がある事項として、次の事項を定めている。

（1）開示請求に係る手数料

法第89条第2項（地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。）の規定により、条例第4条に必要な事項を定めている。

（2）行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

法第119条第3項（第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。）及び第4項（前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。）の規定により、条例第7条に必要な事項を定めている。

3 法の委任規定により条例で定めることが許容されている事項として、次の事項を定めている。

（1）個人情報取扱事務の登録及び閲覧

法第 75 条第 5 項（前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。）の規定により、条例第 2 条に個人情報取扱事務登録簿に関し必要な事項を定めている。

(2) 開示請求書、訂正請求書及び利用訂正請求書に記載する事項

法第 108 条（この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。）の規定により、条例第 3 条、第 5 条及び第 6 条に開示請求書等の記載事項に関し必要な事項を定めている。

(3) 奈良県個人情報保護審議会への諮問

法第 129 条（地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。）の規定により、条例第 8 条第 1 項第 2 号に必要な事項を定めている。

4 法の委任規定により条例で定めることが許容されている事項のうち、次の事項については定めないものとする。

(1) 条例要配慮個人情報

法第 60 条第 5 項には「この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」と規定されている。

また、法第 2 条第 3 項では「この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」と規定されている。

奈良県個人情報保護条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 32 号。以下「旧条例」という。）第 5 条第 3 項により原則収集禁止とされていた思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定めるもの（①人種及び民族に関する個人情報②歴史的社会的理由により基本的人権の定着に関する課題を有している地域の出身であるこ

とに関する個人情報)は、法第2条第3項の「要配慮個人情報」に該当するため、条例要配慮個人情報として定めることは許容されていない。

(2) 開示請求における不開示情報の範囲

法第78条第2項は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能とするものである。

法第78条第1項各号に規定する不開示情報(個人に関する情報、法人等に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議、検討等に関する情報、事務又は事業に関する情報)は、情報公開条例においても同様に不開示情報に該当し、行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例でも不開示とするもののうち整合を図るために不開示とする必要があるものも特になくことから、条例で規定を要するものはない。

なお、旧条例や情報公開条例では法令秘により不開示とする規定があるが、法には不開示とする規定はない。そのため、法令秘の根拠となる当該法令における不開示とすべき趣旨について、法の不開示情報のいずれに該当するか実質的に判断して不開示とする必要がある。

5 単なる内部の手續に関する規律にすぎない事項などの個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項として、次の事項を定めている。

(1) 個人情報取扱事務登録簿の対象から除くことについて奈良県個人情報保護審議会に意見を聴くこと(条例第2条第4項第5号)

(2) 開示等の実施状況の公表に関すること(条例第15条)

6 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:オンライン結合(旧条例第6条第3項に規定する「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態とするものに限る。)」)に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定、思想・信条・信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を原則収集禁止とする規定)について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことから、そのような規定は置かない。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を法第130条に基づき設置される個人情報保護委員会が一元的に担うこととした法の趣旨に照らし、許容されないことから、法と重複する内容の規定は置かない。

7 奈良県個人情報保護審議会に関する規定を、条例第8条から第14条までに定めている。

8 条例において、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に適用されない条文は、次のとおりである。

(1) 第4条 開示請求に係る手数料及び費用負担

(2) 第7条 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

(3) 第8条第1項第2号 奈良県個人情報保護審議会の事務のうち、個人情報の適正な取扱いに関連して同審議会に意見を聴いた事項の調査審議

(4) 第17条 審議会委員の罰則

9 法の解釈運用については、ガイドライン（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（個人情報保護委員会））及び事務対応ガイド（個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（個人情報保護委員会事務局））の定めるところによる。

第2条（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第2条 実施機関（知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目（要配慮個人情報にあっては、法第2条第3項に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始したときは、直ちに、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録をしなければならない。登録をした事項を変更したときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については適用しない。

- (1) 県の職員若しくは県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員（以下この号において「県の職員等」という。）又は県の職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務
- (3) 犯罪の捜査に関する事務
- (4) 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定める事務

5 実施機関は、第1項第5号の記録項目の一部、同項第6号に掲げる事項若しくは同項第7号の実施機関が定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その記録項目の一部、事項若しくは実施機関が定める事項の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

【趣 旨】

本条は、法第 75 条第 5 項において「前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。」とされていることに基づき規定したものである。

法第 75 条により作成、公表することとなっている個人情報ファイル簿は、1,000 人以上の個人情報を含む個人情報ファイルを対象としているが、本条では、保有人数に関わらず、また、特定の保有個人情報を検索できるよう体系的に構成したものに限らず、原則全ての個人情報取扱事務について、実施機関が、その所在や内容を明らかにした個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

県民等は、当該登録簿を閲覧することにより、実施機関における個人情報の取扱状況を確認することができ、また、自己の個人情報の開示請求等の際の手掛かりとして利用することができる。

【解釈・運用】

第 1 項関係

- 1 本項は、実施機関は、個人情報取扱事務について、所定事項を記載した登録簿の備付け義務があること、及び当該登録簿を一般の閲覧に供する義務があることを定めたものである。
- 2 本条でいう「個人情報」とは法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報のことをいう。
- 3 「実施機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）及び警察法（昭和 29 年法律第 162 号）に基づく県の機関のうち、議会を除いたもの並びに県が設立した地方独立行政法人をいい、奈良県行政組織規則（昭和 31 年 7 月奈良県規則第 26 号）等各実施機関の行政組織規則等によって定められている本庁各課（室）、出先その他の機関、教育機関及び附属機関の全体を含むものである。

奈良県土地開発公社、地方職員共済組合奈良県支部、一般財団法人奈良県職員互助会その他公益法人等は、県とは別の法人格を有するものであり、実施機関には含まれないものである。

実施機関内部における個人情報の保護に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則、事務決裁規程等の定めるところによる。
- 4 「個人情報取扱事務」とは、実施機関が個人情報を取り扱う事務のことをいい、個人情報の取扱いを伴う事務のすべてを実施機関以外のものに委託していて実施機関自体が当該個人情報を取り扱っていない場合は含まないものとする。また、統計法等の特別法

により法第 75 条第 5 項の適用を除外されている場合、当該法に基づく事務は個人情報取扱事務の登録の対象外となる。

- 5 「一般の閲覧に供しなければならない」とは、登録簿を実施機関の窓口等に備え置き、県民等が自由に閲覧できる状態にしておくことをいう。
- 6 「個人情報取扱事務の名称」（第 1 号）とは、個人情報取扱事務の内容が具体的に明らかになるような名称をいう。
- 7 「個人情報取扱事務を所管する組織の名称」（第 2 号）とは、登録簿を作成し、又は変更する課（所）及び個人情報を保有している課（所）の名称をいう。
- 8 「個人情報を収集する目的」（第 3 号）とは、事務の目的だけでなく、当該事務において取り扱う個人情報の収集の目的が具体的に明らかになるような目的をいう。
- 9 「個人情報の対象者の範囲」（第 4 号）とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、受験者、申請者等のような個人の類型をいう。
- 10 「個人情報の記録項目」（第 5 号）とは、氏名、性別、年齢・生年月日、住所等、個人情報取扱事務において取り扱う主な個人情報の内容をいう。

なお、「（要配慮個人情報にあっては、法第 2 条第 3 項に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）」とは、要配慮個人情報については、法第 2 条第 3 項において、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」とされていること、並びに要配慮個人情報の取扱いについて透明性を確保するため、個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれている場合には、個人情報ファイル簿にその旨を記録することとされていることを踏まえ、条例においても、県民等が、実施機関における要配慮個人情報の取扱状況を確認することができるよう、個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報に係る記録項目を記載することを確認的に明記する趣旨である。
- 11 「個人情報の収集先」（第 6 号）とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の主な収集先をいう。
- 12 個人情報取扱事務の登録に関する具体的な取扱いについては、奈良県個人情報の保護に関する事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）第 4 に定めるところによるものとする。

第 2 項関係

- 1 本項は、実施機関の個人情報取扱事務の登録簿への登録義務及びその登録の時期を定めたものである。
- 2 附則第3条第2項の規定により、この条例の施行の日前に旧条例第11条第1項の規定により備えられた個人情報取扱事務登録簿は、第2条第1項の規定により備えられた登録簿とみなす。また、そのみなされた登録簿の登録した事項を変更したときは、附則第3条第3項により、この条例の施行後遅滞なく登録しなければならない。

第3項関係

- 1 本項は、実施機関が個人情報取扱事務を廃止したときの登録の抹消について定めたものである。
- 2 「個人情報取扱事務を廃止したとき」とは、根拠となる法令等の改正その他の理由により、個人情報取扱事務を行わなくなったときをいう。

第4項関係

本項は、個人情報取扱事務のうち登録簿への登録を要しない事務について定めたものである。

第1号関係

- 1 本号は、県の職員若しくは県が設立した地方独立行政法人の役員若しくは職員（以下この号において「県の職員等」という。）又は県の職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務は、使用者としての県と被使用者としての職員との関係に基づく内部的な管理情報を取り扱うものであるため、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいことから、登録を要しないものとしたものである。
- 2 「県の職員」とは、地方公務員法上の一般職、特別職の区分を問わずすべての職員をいうものであり、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）に規定するいわゆる県費負担教職員も含まれる。
- 3 「県の職員等であった者」とは、退職、失職、免職等により離職し、現に県の職員等でない者をいう。
- 4 「人事」に関する事務とは、任命、分限、懲戒、人事記録、評定等に関する事務をいう。

- 5 「給与」に関する事務とは、給与、諸手当等に関する事務をいう。
- 6 「福利厚生等」に関する事務とは、健康管理、安全衛生、共済関係、各種貸付等に関する事務をいう。
- 7 「人事、給与、福利厚生等」の「等」とは、旅費、公務災害補償、研修、職務に関して受けた表彰等に関する事務をいう。
なお、「人事、給与、福利厚生等に関する事務」には、これらの事務の一環として取り扱われる職員の被扶養者又は遺族に関する個人情報を取り扱う場合も含まれる。

第2号関係

- 1 本号は、物品等の送付や業務上必要な連絡のために相手方の氏名や住所等必要な事項のみを取り扱う事務は、個人の権利利益の侵害のおそれが少ないと考えられるため、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいことから、登録を要しないものとしたものである。
- 2 「物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務」とは、文書送付のための相手方の氏名が記載された文書施行簿を管理する事務や、金銭送付のために記載された債権者の氏名、住所等を管理する事務などが該当する。

第3号関係

- 1 本号は、犯罪の捜査に関する事務について、犯罪の捜査に係る職務を適正に執行するためには、関連する情報の秘匿性が要求されるところであり、本来的に登録することになじまないものであることから、登録の例外としたものである。
- 2 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員と特別司法警察職員とがある。なお、被疑者の逮捕も含まれる。

第4号関係

- 1 本号は、国の安全その他の国の重大な利益に関する事務について、その性質上極めて秘匿性の高いものであり、本来的に登録することになじまないものであることから、登録の例外としたものである。

- 2 「国の安全その他の国の重大な利益に関する事務」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいう。
- 3 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されことなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。
- 4 「その他の国の重大な利益」とは、国の安全に匹敵するような国の重大な利益をいう。公共の利益や社会的な利益のうち、公安や治安に係る重要なものなどがこれに当たる。

第5号関係

- 1 本号は、第1号、第2号に掲げる事務のほかにも、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいものがあるため、審議会の意見を聴いて実施機関が定める事務については登録を要しないものとしたものである。
- 2 「奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて」とは、登録を要しないことの妥当性について客観的な判断が要求されることから、実施機関は、審議会に対し、登録をする意義に乏しい理由等を示して意見を聴き、その意見を尊重した上で、実施機関として判断することを示したものである。
- 3 附則第3条第4項の規定により、条例の施行日前に旧条例第11条第4項第5号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定めた事務は、第2条第4項第5号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が登録を要しないと定めた事務とみなす。

第5項関係

- 1 本項は、第1項に掲げる事項の一部若しくは全部を登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することで、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その事項の一部若しくは全部を登録せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができることを定めたものである。
- 2 「当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、判断を行う実施機関の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

個人情報取扱事務の登録の対象から除く事務（条例第2条第4項第5号）

○附則第3条第4項の規定により、第2条第4項第5号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が登録を要しないと定めた事務とみなすとした、条例の施行日前に旧条例第11条第4項第5号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定めた事務

番号	事 務
1	県、国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
2	国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
3	一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

（平成12年8月25日付け個審第1号・知事部局分）

第3条（開示請求書に記載する事項）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、法第108条において「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」とされていることに基づき規定したものである。

法第77条第1項には、請求書の記載事項として、氏名、住所又は居所、開示請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が規定されており、それら以外に、実施機関が定める事項を記載しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「実施機関が定める事項」は、必要に応じて実施機関が定めるものである。
- 2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第23条では、開示請求書に開示の実施方法を記載することができると規定されている。実施方法については、任意の記載事項であるため、記載しなければならない事項としては規定しない。その他代理人に関する記載事項については、請求者の確認のために必要であり、記載を必ず求める事項として位置づけるものである。
- 3 旧条例第24条では、個人情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、実務上即時に開示することが可能で、多くの開示請求が見込まれるものについて、開示請求者の負担等を考慮し、口頭による開示請求が認められていた。しかし、法第77条第1項において「開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。」と規定されていることから、法では書面による開示請求のみ認められ、口頭による開示請求は認められない。
- 4 口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第69条第1項の規定に基づく場合や、利用目的以外の目的のためであっても法第69条第2項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能であるとされている。

なお、旧条例では旧条例第24条の規定により認められていた口頭開示請求によって、本人は受験した試験に係る本人の得点等を閲覧することができた。法施行後は、口頭に

よる申出に応じる保有個人情報の提供に関する要綱に基づき、本人が実施機関に直接申し出るにより、同様の個人情報を本人が閲覧することができる。また、具体的な事務の取扱いについては、事務取扱要綱第6を参照のこと。

第4条（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第4条 法第89条第2項の規定による開示請求に係る手数料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項の規定により写し（電磁的記録にあつては、規則で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。

【趣 旨】

本条は、法第89条第2項において「地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数を納めなければならない。」とされていることに基づき規定したものである。

本条では、開示請求に係る手数料を徴収せず、開示請求をした個人情報記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 旧条例では、平成11年8月の奈良県個人情報保護懇話会からの「個人情報保護制度は、実施機関における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を目的としており、開示請求はこれを前提とするものであることから、県民等が利用しやすい制度でなければならず、閲覧手数料は無料とすることが適当である。ただし、写しの交付については、実費相当額を開示請求者から徴収することが適当である。」という提言を受け、開示請求手数料を徴収せず、写しの作成等に要する実費相当額の費用負担を求めている。条例においても同様とするものである。
- 2 「写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額」については、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例等施行規則（令和5年3月奈良県規則第51号。以下「施行規則」という。）第2条第2号において定められている。
- 3 個人情報記録された文書又は図画の写しの閲覧により開示する場合の当該写しの作成に要する費用は、本条の「写しの作成に要する費用」に該当しないので、当該写しの作成に要した費用は徴収できないものである。
- 4 写しの作成及び送付に要する費用は、施行規則第2条第3項の規定に基づき、前納とする。
行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の徴収に関する具体的な取扱いについては、事務取扱要綱第5を参照のこと。
- 5 地方独立行政法人にあっては、法第89条第7項（地方独立行政法人に対し開示請求

をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。）、同条第8項（前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第2項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。）及び第9項（地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。）の規定により、各地方独立行政法人において手数料を定め、一般の閲覧に供するものである。

第5条（訂正請求書に記載する事項）

第5条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、法第108条において「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」とされていることに基づき規定したもの。

法第91条第1項には、請求書の記載事項として、氏名、住所又は居所、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項、訂正請求の趣旨及び理由が規定されており、それら以外に、実施機関が定める事項を記載しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

「実施機関が定める事項」は、必要に応じて実施機関が定めるものである。

第6条（利用停止請求書に記載する事項）

第6条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載しなければならない。

【趣 旨】

本条は、法第108条において「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」とされていることに基づき規定したもの。

法第99条第1項には、請求書の記載事項として、氏名、住所又は居所、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項、利用停止請求の趣旨及び理由が規定されており、それら以外に、実施機関が定める事項を記載しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

「実施機関が定める事項」は、必要に応じて実施機関が定めるものである。

第7条（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第7条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

【趣 旨】

本条は、法第119条第3項において「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。」とされていることに基づき規定したものである。

本条は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付する行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めたものである。

なお、法第119条第3項にある「条例で定めるところにより」により、政令第31条第3項同様、手数料の納付方法を規定することになるが、奈良県収入証紙条例（昭和39年3月奈良県条例第37号）等において、「条例に基づき徴収する手数料」は証紙で徴収すると納付方法が規定されていることから、条例において手数料の納付方法を重複して規定しない。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付する行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めたものである。手数料の額は、実費を勘案して政令第31条第1項で定められた額を参考に積算したものである。

2 手数料の額の積算は次のとおりである。

- (1) 提案の審査に係る事務、審査結果等の通知及び契約の締結に係る事務及び行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務等の基本事務に対応する金額として提案 1 件あたり 21,000 円
- (2) 個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等の行政機関等匿名加工情報の作成事務に対応する金額として、当該作成に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に時間単価 3,950 円を乗じた額
- (3) 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合、委託先の事業者に対して支払う費用を実費として加算する。なお、委託の手続のために生じる事務に必要な時間は、(2)の行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間として(2)の手数料に加算する。

3 提案の審査の結果、審査基準に適合すると認めるときは、提案をした者にその旨と併せて手数料の額を通知するため、審査結果通知前に手数料の額を積算し確定する必要がある。なお、手数料が納付された後に、実際の処理に要した工数が事前に手数料の額を積算するための工数と相違する場合など実際に要した経費等の額と納付された手数料の額との乖離が生じることがあり得るが、差額の還付や追加納付は行わない。

ただし、審査結果通知書で示した手数料の額に形式的な誤りが判明した場合（例えば、10,000 円とすべきところを 100,000 円と誤記した場合等、手数料の額の数値や単位を誤って記載した場合が挙げられる）はこの限りでない。

このため、提案をした者への公平な負担や適切な事務コストの回収の観点から、できる限り、このような乖離が生じることのないよう、正確な手数料等の積算を行う。

第 2 項関係

本項は、既に作成した行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めたものである。第 1 号は、先に提案した者とは別の者が同じ行政機関等匿名加工情報を利用する場合であって、先に提案した者の手数料の額と同じ額とすることを定めたものである。第 2 号は、既に利用に関する契約を締結した者が、利用目的の変更や利用期間の延長等の利用する事業の変更をする際の手数料の額を定めたものである。

第8条（奈良県個人情報保護審議会）

- 第8条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、次に掲げる事務を行わせるため、奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (1) 法第105条第3項において準用する同条第一項の規定による実施機関の諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
 - (2) 法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると実施機関（地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）が認める事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議すること。
 - (3) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 審議会は、委員6人以内で組織する。
 - 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 7 第2項から前項までに掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣 旨】

本条は、知事の附属機関として奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置すること及びその組織、運営等に関する基本的事項を定めたものである。

審議会は地方自治法第138条の4の附属機関であるが、法第105条で、地方公共団体の機関は、審査請求があったときは行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならないと規定されていることから、本条第1項第1号に関しては行政不服審査法第81条の附属機関としても位置づけられる。そのため、行政不服審査法に規定する当該審議会に属する権限や関連する手続等は、同法の適用を受ける。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求及びその審議等については、法、行政不服審査法（第74条（審査会の調査権限）、第75条（意見の陳述）、第76条（主張書面等の提出）、第77条（委員による調査手続）、第78条（提出資料の閲覧等）及び第79条（答申書の送付等））及び条例第8条から第14条までの規定に基づき運用する。

【解釈・運用】

第 1 項関係

審議会は、知事の附属機関として設置するものであるが、知事以外のすべての実施機関からの諮問等に対しても審議等を行うものである。ただし、地方独立行政法人にあっては、個人情報の取扱いに関しては法の民間部門の規律が適用されるため、審議会は地方独立行政法人に係る第 2 号の調査審議はできない。

第 2 号関係

- 1 法第 129 条の「地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。」に基づき定めたものである。
- 2 「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。
- 3 オンライン結合制限や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会への諮問を行うことは認められない。

第 3 号関係

他の条例の規定に基づく諮問等に対して審議等を行うことを定めたものであり、具体的には次に掲げる事項について処理を行うことを規定したものである。

- 1 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 12 月奈良県条例第 32 号）第 6 条に基づく特定個人情報保護評価に関する事項についての意見聴取
- 2 奈良県議会個人情報保護条例（令和 5 年 3 月奈良県条例第 46 号）第 46 条に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求に関する事項についての諮問

第 6 項関係

「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とは、特別職である附属機関の委員は、地方公務員法上の守秘義務を負わないものであるが、審議会の機能に鑑み、守秘義務を課すことを規定したものである。

第 7 項関係

審議会の組織及び運営に関する具体的な事項は、施行規則で定める。

第9条（審議会の調査権限）

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、前条第1項第1号の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審議会は、前条第1項第1号の規定による諮問に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

【趣 旨】

本条は、審議会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出を求めることなどの調査を行うことができる権限を定めたものである。

なお、このほかに、審議会の調査権限として、行政不服審査法第74条において、審査請求人、参加人、諮問実施機関に、その主張書面又は資料の提出を求めることなどが規定されている。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、いわゆるインカメラ審理手続（相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続）を定めたものである。

審議会において、諮問実施機関の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の判断が適法、妥当かどうか等について迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審議会の委員が当該決定等に係る個人情報記録されている行政文書を実際に見分することが有効であることから、審議会が当該決定等に係る個人情報記録されている行政文書についてインカメラ審理を行うことができることとしている。

2 「必要があると認めるとき」とは、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る個人情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審議会が当該個人情報記録されている行政文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該行政文書を審議会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

なお、係争の個人情報記録されている文書等に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮

を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審議会は、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該行政文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、他に規定する方法による調査を十分行った上で、当該行政文書の提示を求める必要性について判断することとなる。

- 3 「保有個人情報の提示を求めることができる。」とは、合議体を構成する委員に、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有個人情報が記録されている行政文書を直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審議会に提出させて保管することまでの権限を与えるものではないが、実施機関の判断により、提出することも可能である。
- 4 「何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。」とは、審議会に提示された行政文書は、まさにその開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであり、その可否が争われる段階で、委員以外の者がこれを閲覧することは不適当である。このため、何人も、審議会に対して、提示された行政文書の開示を求めることができないことを明記したものである。

第2項関係

前述のように、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有個人情報が記録されている行政文書によっては、その提示を求めるか否かについて慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、その検討の結果、審議会が提示を求めることとしたのであれば、当該行政文書の見分は事案を適切に判断する上で不可欠であるということである。このため、諮問実施機関は、審議会が「必要であると認めるとき」には、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等に係る保有個人情報が記録されている行政文書の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。

第3項関係

- 1 本項は、審議会が諮問実施機関に対して一定の方式により分類または整理した資料を作成し、提出するよう求めることができることを定めたものである。

- 2 「保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料」とは、一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

審議会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に係るような事案にあっては、不開示情報と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問実施機関に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とするものの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

「審議会の指定する方法」については、行政文書には種々のものがあることから、あ

らかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審議会が指定するという趣旨である。

なお、本項は、第1項と異なり、不開示情報を記録した資料の提出を求めることができる権限を審議会に与えるものではない。

第 10 条（委員による調査手続）

第 10 条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第 1 項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

【趣 旨】

本条は、審議会の指名する委員に、保有個人情報を閲覧させることができることを定めたものである。

なお、このほかに、委員による調査手続について、行政不服審査法第 77 条において、調査、審査関係人の意見の陳述を聴かせることについて規定している。

【解釈・運用】

- 1 審議会の調査権限は行政不服審査法第 74 条及び前条で規定されているが、すべての調査を合議体の会議において行うのは非効率であり、審査の迅速性確保のためには、事案の審議にあたる委員に保有個人情報を閲覧させた上で、その結果を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。このため、本条では、審議会が必要があると認めるときは、審議会の指名する委員に調査を行わせることができることとしている。
- 2 「前条第 1 項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。」とは、諮問実施機関が提示する行政文書について、合議体を構成する委員全員が揃わなくても、一部の委員だけで見ることを意味する。特に、行政文書の見分は、諮問実施機関が不開示情報と判断した情報を直接見分できる重要な権限であり、本条は、委員にこれを行わせる場合の根拠を明確にしたものである。
- 3 審議会に提出された意見書又は資料の検討や、答申原案の作成等の内部行為は、当然、単独の委員に行わせることができる。

第 11 条（提出資料の写しの送付等）

第 11 条 審議会は、第 9 条第 3 項の規定による資料の提出又は法第 106 条第 2 項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条若しくは同項において準用する同法第 76 条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した諮問実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

【趣 旨】

本条は、審査請求人等に対して、審議会に提出された資料又は主張書面の写しを送付することを定めたものである。

なお、このほかに、行政不服審査法第 78 条において、これらの提出資料の閲覧、交付について規定している。

【解釈・運用】

第 1 項関係

1 本項の対象となる提出資料とは、第 9 条第 3 項の規定により審議会が諮問実施機関に作成及び提出を求めた「資料」、法第 106 条第 2 項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定により審議会が審査請求人等に提出を求めた「主張書面又は資料」及び同項において準用する同法第 76 条の規定により審査請求人等が提出した「主張書面又は資料」である。

2 本項は、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするための規定であるので、原則として審議会に提出された主張書面等はその写しを他の審査請求人等に送付するものとしている。

しかしながら、送付することにより、「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるとき」は、審議会は、送付しないものとする。

「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき」とは、第三者のプライバシーを侵害するおそれがあるときや、第三者の営業秘密を漏洩するおそれがあると認められるとき等である。また「正当な理由があるとき」とは、監査の手法等が明らかになり当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき等であり、基本的には法第 78

条各号に該当する場合である。

なお、上記の趣旨より、審査請求人等が内容を知っているものについて送付する必要は認められないので、弁明書、反論書、主張書面、行政不服審査法の規定により諮問実施機関から提出者以外の審査請求人等に送付されるものについても、改めて審議会から送付する必要はない。

第２項関係

1 審査請求人等に写しを送付しようとするときは、第三者の権利利益を害することがないように、当該写しの送付に係る主張書面等の提出者の意見を聴くことを審議会に義務付けて、その判断の慎重を期すものである。

2 本項による意見聴取は参考意見としての聴取であり、提出者に拒否権を与えるものではない。

また、提出者の意見を聴くまでもなく審議会が判断を行うことが可能な場合には、意見を聴く必要はない。

第 12 条（提出資料の写し等の交付に係る手数料）

第 12 条 奈良県行政不服審査会条例（平成 28 年 3 月奈良県条例第 70 号）第 10 条及び第 11 条の規定は、行政不服審査法第 81 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 78 条第 4 項に規定する手数料について準用する。この場合において、同条例第 11 条中「審査会」とあるのは、「奈良県個人情報保護審議会」と読み替えるものとする。

【趣 旨】

審査請求人又は参加人は、審議会に対し、審議会に提出された主張書面等の写しの交付を求めた際に、その交付を受けるときの手数料及び当該手数料の減免について定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 手数料の額は、本条において準用する奈良県行政不服審査会条例（平成 28 年 3 月奈良県条例第 70 号）第 10 条において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と規定されている。

- (1) 行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定による主張書面又は資料の写しの交付

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 複写機により用紙に単色刷りで複写したものの交付 1 枚につき 10 円
- イ 複写機により用紙に多色刷りで複写したものの交付 1 枚につき 50 円

- (2) 行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- ア 用紙に単色刷りで出力したものの交付 1 枚につき 10 円
- イ 用紙に多色刷りで出力したものの交付 1 枚につき 50 円

- 2 本条において準用する奈良県行政不服審査会条例第 11 条の規定により、審議会は、主張書面等の交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

また、手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、主張書面等の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面に審議会が必要と認める書類を添付して審議会に提出しなければならない。

第 13 条（調査審議手続の非公開）

第 13 条 審議会が行う第 8 条第 1 項第 1 号の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣 旨】

本条は、審議会の第 8 条第 1 項第 1 号の規定による諮問に係る調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

審議会の第 8 条第 1 項第 1 号の規定による諮問に係る調査審議は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の判断の適否等に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。このような調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあり適当ではないため、非公開としている。

第 14 条（答申の尊重義務）

第 14 条 諮問実施機関は、第 8 条第 1 項第 1 号の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【趣 旨】

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求は、実施機関に対して行われることになるので、特定の場合を除き、公平かつ客観的な判断を担保するために、第三者で構成する審議会に諮問し、その答申を尊重して、裁決を行うという独自の救済手続を定めたものである。

【解釈・運用】

「これを尊重して」とは、審議会は、第 8 条の規定により知事の附属機関として設置するものであり、その性格上決定権を有せず、判断内容には法的拘束力が生じないものであるが、この審議会は、第三者性を有する「救済機関」として機能することを目的としていることから、実施機関は、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないという意味である。

第 15 条（実施状況の公表）

第 15 条 知事は、規則に定めるところにより、毎年 1 回、各実施機関における個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、個人情報保護制度の実施状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、県民等にこれを周知して制度の適正な利用を促すことにより、制度全体の健全な発展を推進するため、実施状況の公表を知事の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 知事は、毎年度初めに、すべての実施機関の前年度の実施状況を取りまとめ、その内容を公表するものとする。
- 2 公表する事項は、次の事項とする。
 - (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
 - (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する決定状況
 - (3) 審査請求の件数及び裁決状況
 - (4) その他必要な事項

その他実施状況の公表に関する具体的な事務取扱いについては、施行規則第 4 条及び事務取扱要綱第 13 を参照のこと。

第16条（その他）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣 旨】

本条は、この条例に定めのないものは、規則で定めることとしたものである。

第 17 条（罰則）

第 17 条 第 8 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
--

【趣 旨】

本条は、審議会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則を定めたものである。

【解釈・運用】

審議会の委員は特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、この条例第 8 条第 6 項において委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合に刑罰を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(奈良県個人情報保護条例の廃止)

第2条 奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第9条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務又は旧条例第10条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定によるその事務に関し知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧条例第10条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の事務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第11条第1項の規定により備えられた個人情報取扱事務登録簿は、第2条第1項の規定により備えられた登録簿とみなす。

3 前項の規定により、第2条第1項の規定により備えられた登録簿とみなされたものについて、同条第2項後段の規定を適用する場合においては、同項中「直ちに」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。

4 施行日前に旧条例第11条第4項第5号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定めた事務は、第2条第4項第5号の規定により奈良県個人情報保護審議会の意見を聴いて実施機関が定めた事務とみなす。

5 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第2項、第26条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己を個人情報の本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

6 旧条例第61条第1項の規定により置かれた奈良県個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）は、第8条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

7 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、施行日に、第8条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

- 8 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第 61 条第 6 項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第 64 条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる者
- 10 前項各号に掲げる者が、その業務に関し知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた行政文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 11 第 8 項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。
- 12 第 5 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による自己を個人情報の本人とする個人情報の開示に関し、偽りその他不正の手段により、旧条例第 18 条第 1 項の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。
- 13 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例の一部改正）
- 第 4 条 行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例（平成 28 年 3 月奈良県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。
- 第 3 条第 3 項中「又は」を「若しくは」に改め、「がある場合」の下に「又は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 106 条第 1 項に規定する審査請求の場合」を加える。
- （奈良県行政不服審査会条例の一部改正）
- 第 5 条 奈良県行政不服審査会条例（平成 28 年 3 月奈良県条例第 70 号）の一部を次のように改正する。
- 第 2 条の見出し中「組織」を「組織等」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の一項を加える。
- 審査会は、他の附属機関の所掌に属するものを除き、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

【趣 旨】

附則第1条から第3条までは、この条例の施行期日並びに旧条例の廃止及びこれに伴う必要な経過措置について、第4条及び第5条は、この条例の施行に伴う他の条例の改正について定めたものである。

【解釈・運用】

附則第1条関係

- 1 本条は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この条例が施行されるのは、法における地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いに係る規定が施行される令和5年4月1日である。

附則第2条関係

本条は、旧条例を廃止することを定めたものである。

附則第3条関係

第1項関係

- 1 本項は、旧条例における職員等が職務上知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない義務について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 旧条例第9条には、「実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」と規定されている。また、旧条例第10条第3項には、「実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」と規定されている。
これらの義務は、この条例の施行の際現に旧条例の実施機関の職員である者等のうち、旧条例の個人情報の取扱いに従事していた者や旧条例の実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事していた者に対して、この条例の施行後も適用することとなる。
- 3 「職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報」とは、職員が職務の執行に関して知り得た個人情報をいい、自ら担当する職務に関連する情報はもとより、担当外の事項に関する情報であっても職務に関連して知り得たものであればこれに含まれる。

- 4 「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報をも他人に知らせることが、職務の権限に当たらない場合や自己の事務に属しない場合、あるいは職務の権限や自己の事務の範囲内であっても、正当な理由がなく知らせる場合などをいう。
- 5 「不当な目的に使用」とは、自己の利益のために個人情報を使用する場合、あるいは、他人の正当な利益や公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。

第 1 号関係

- 1 旧条例第 2 条第 6 号に規定する実施機関の職員とは、知事、行政委員会の委員、監査委員及び県が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、実施機関の附属機関の委員も含む。
- 2 本号に該当する者には、附則第 3 条第 9 項及び第 10 項に規定する罰則が適用される。

第 2 号関係

- 1 旧条例第 10 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の事務に従事していた者とは、実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事していた者及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の指定管理業務に従事していた者をいう。
- 2 本号に該当する者には、附則第 3 条第 9 項及び第 10 項に規定する罰則が適用される。

第 2 項関係

- 1 本項は、個人情報取扱事務の登録について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行日前に、旧条例の規定により備えられた個人情報取扱事務登録簿は、第 2 条第 1 項の規定により備えられた登録簿とみなすこととしたものである。

第 3 項関係

- 1 本項は、個人情報取扱事務の登録事項の変更について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 第 2 条第 2 項後段では、登録簿に登録した事項を変更したときも直ちに登録簿を変

更することとしているところ、前項の規定によりみなされた登録簿の登録事項変更については、この条例の施行後遅滞なくとしたものである。

第4項関係

- 1 本項は、個人情報取扱事務の登録を要しない事務について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行日前に、旧条例の規定により審議会の意見を聴いて実施機関が登録簿に登録を要しないと定めた事務は、第2条第4項第5号の規定により実施機関が定めた事務とみなすとしたものである。
なお、みなした事務は次のとおりである。
 - (1) 県、国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る個人情報のうち、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
 - (2) 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
 - (3) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

第5項関係

- 1 本項は、開示、訂正及び利用停止について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 この条例の施行日前にされた開示請求、訂正請求、利用停止請求に係る開示、訂正及び利用停止については、旧条例の第2章第2節から第4節までの規定を適用することとなる。
なお、審査請求についても、旧条例の第2章第5節の規定を適用することとなる。

第6項関係

- 1 本項は、審議会の継続性について、必要な経過措置を定めたものである。
- 2 旧条例の規定により置かれた審議会は、新条例の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続することを定めたものである。

第7項関係

- 1 本項は、審議会の委員の継続性について、必要な経過措置を定めたものである。

2 この条例の施行の際現に旧条例の規定により委嘱された審議会の委員である者は、施行日に、新条例の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなすこととしたものである。

3 2において、委嘱されたものとみなされる者の任期は、施行日における旧条例の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とすることとしたものである。

第8項関係

1 本項は、審議会の委員の守秘義務について、必要な経過措置を定めたものである。

2 この条例の施行の際現に旧条例の規定により委嘱された審議会の委員である者又は旧条例の規定により委嘱された審議会の委員であった者に、この条例施行後も旧条例による守秘義務を課すものである。

第9項関係

本項は、旧条例における職員等が正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記載された旧条例第64条に規定する個人情報ファイル（行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。）を旧条例廃止後に提供したときの罰則について、必要な経過措置を定めたものである。

第10項関係

本項は、旧条例における職員等が不正な利益を図る目的で、個人情報を旧条例廃止後に提供又は盗用したときの罰則について、必要な経過措置を定めたものである。

第11項関係

本項は、附則第3条第8項の審議会の委員の守秘義務に違反して秘密を漏らしたときの罰則について、必要な経過措置を定めたものである。

第12項関係

本項は、附則第3条第5項の規定による個人情報の開示に関し、偽り等の手段により開示を受けた者の過料について、必要な経過措置を定めたものである。

第 13 項関係

本項は、この条例の施行前にした行為に対する罰則について、必要な経過措置を定めたものである。

附則（令和7年3月条例第66号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

【改正の概要】

刑法等の改正に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることとなったため、刑法の規定を引用する規定について、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

【趣 旨】

刑法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものである。